

第3次緊急事態宣言期間の当クラブ営業について

京都府知事より

令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで

緊急事態宣言が発令されました

屋外テニス場は休止の要請対象ではなく
個人の練習、プレー等による使用は可となっています

クラブとしてはこれまで通り換気と消毒を小まめに行います
ので、会員の皆様もご協力をお願い致します

特に談話室で飲食される場合**黙食**をお願い致します。

営業の短縮要請(5時～20時まで)がありますので
原則20時以降のコート利用は制限させていただきます。

支配人